

建築確認等申請手数料について(令和7年4月1日適用)

山梨県県土整備部建築住宅課

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正(令和7年4月1日施行)に伴い、建築確認申請手数料の一部を次のとおり改定しました。

1. 建築確認申請手数料・計画通知手数料

基本手数料			加算手数料 (住宅で仕様基準により省エネ基準の評価を行う場合)	
種別	床面積の合計		一戸建ての住宅	
			床面積の合計	手数料の額
建築物	～	30㎡以内	～	200㎡未満
建築設備等	建築設備			
		(計画変更)		
	小荷物専用昇降機			
		(計画変更)		
	工作物			
		(計画変更)		

↑
※「住宅」で「仕様基準により省エネ基準の評価を行う場合」は、右欄の手数料が加算されます。

2. 中間検査申請手数料

種別	床面積の合計	手数料の額
建築物	～	30㎡以内

3. 完了検査申請手数料

種別	床面積の合計	手数料の額	
		(中間検査なし)	(中間検査あり)
建築物	～	30㎡以内	
建築設備等	建築設備		
	小荷物専用昇降機		
	工作物		